

見守り 新鮮情報

事例1

最近ガス代が高いので、カセットコンロをしようと思った。**阪神淡路大震災の頃**に購入した**カセットボンベ**を使用したところ、**ガス**が漏れていて、**火**を噴いた。
(80歳代)

古いカセットボンベの 取り扱いに注意

事例2

カセットボンベを災害に備えてまとめて購入したが**使用期限切れ**になった。未使用のカセットボンベが複数ある。**どうしたらよいか。**
(60歳代)



ひとこと助言

古いものは
使わないで



見守るくん

- カセットボンベは、使用していなくても製造から長期間経過したり、保管環境が適切ではなかったりすると、内部パッキンの劣化によりガス漏れする危険があります。
- カセットボンベの使用の目安は製造後約7年です。製造年月日を確認するとともに、表示のないものや、変形・さびのあるものは使わないようにしましょう。
- 災害用に備蓄しているものは、経年に応じて使い切り、新しいものを補充しましょう。
- 空になったカセットボンベは、お住まいの自治体のルールに従って廃棄しましょう。ガスが残っていたり、処分方法が分からない場合は、製造事業者もしくは、(一社)日本ガス石油機器工業会のカセットボンベお客様センター(電話:0120-14-9996)へ確認しましょう。

本文イラスト: 黒崎 玄

見守り新鮮情報 第502号(2025年1月16日)発行: 独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)



見守り 新鮮情報

毛染めによる アレルギーに注意 アナフィラキシー が起きることも



©Kurosaki Gen

旅行当日、自分で**毛染め**をした。その後車で空港に向かい、到着したらだんだん**意識がもうろう**としてきた。空港の診療所で診てもらったところ「**アナフィラキシーショック**を起こしている」と言われ、**救急車**で近隣の**病院**に行き、抗アレルギー注射を打って事なきを得た。しかし、旅行には行けなかったし、まだ体調がすぐれない。染める前に**パッチテスト**は**していない**。
(60歳代)

ひとこと助言

パッチテストを
しよう



見守るくん

- ヘアカラーリング剤の中でも酸化染毛剤（ヘアカラー、ヘアダイ、白髪染め、おしゃれ染めなどと呼ばれる）は、アレルギー性接触皮膚炎を起こしやすい傾向があります。また、様々な症状が現れる急性のアレルギーであるアナフィラキシーが起こることがあります。
- これまでに異常を感じたことがなくても、継続的に毛染めをするうちにアレルギーになることがあります。酸化染毛剤を使用する際は、必ず毎回パッチテストをしましょう。美容院などで行う際も注意が必要です。
- 酸化染毛剤により一度でも、かゆみ、赤み、痛みなどの異常があった人は、以後の使用は絶対にやめてください。パッチテストもしないでください。一度目のアレルギー症状が軽くても、使用し続けるとしだいに症状が重くなる場合があります。
- 異常を感じた場合は、使用を止めて、医療機関を受診しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第503号（2025年1月30日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）



見守り 新鮮情報



©Kurosaki Gen

購入確定の 前には解約方法もよく確認

事例1

オンラインショッピングで、**定期購入**の白髪染めを申し込んだつもりが、育毛剤を申し込んでいたことが分かったので、次回以降の**解約**をしようと何度も事業者**電話**をしているが**つながらない**。変更や一時中止はメールでできるが、**解約は電話**での連絡方法**しかない**。次回配送予定の2週間前までに解約を申し出なければならない。どうしたらよいか。（70歳代）

事例2

SNSの動画を見て健康食品を注文したら、**定期購入**だった。**解約**しようと電話をしたところ2回目の商品が届いてからでないと解約できないと言われた。2回目の商品が届いたので電話をするとSNSやメールで問い合わせるようにというガイダンスが流れるのみだった。**SNSで解約の申し出**をしたが、何度も同じことの繰り返しになって**解約できない**。（60歳代）

ひとこと助言

解約方法が
電話だけ SNSだけ
の場合も



見守るくん

- 定期購入の場合、解約方法が電話だけの場合やアプリでの手続きなどを指定される場合があります。購入する際は、解約条件や方法、事業者の連絡先、定期購入かどうかなどをよく確認しましょう。ネット通販にはクーリング・オフ制度はありません。
- スマホ等の操作に自信がない方は、事業者が指定する解約方法を自力ですることができるかも事前によく確かめましょう。
- 電話がつながりにくかったり、返信がなかなか来ない場合もあります。解約の期日までに事業者と連絡がつかない不安がある場合は、電話やメールの発信履歴など連絡した証拠を残し、事業者が指定する手段で解約を申し出ようとしたことを、証明できるようにしておきましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第504号（2025年2月6日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

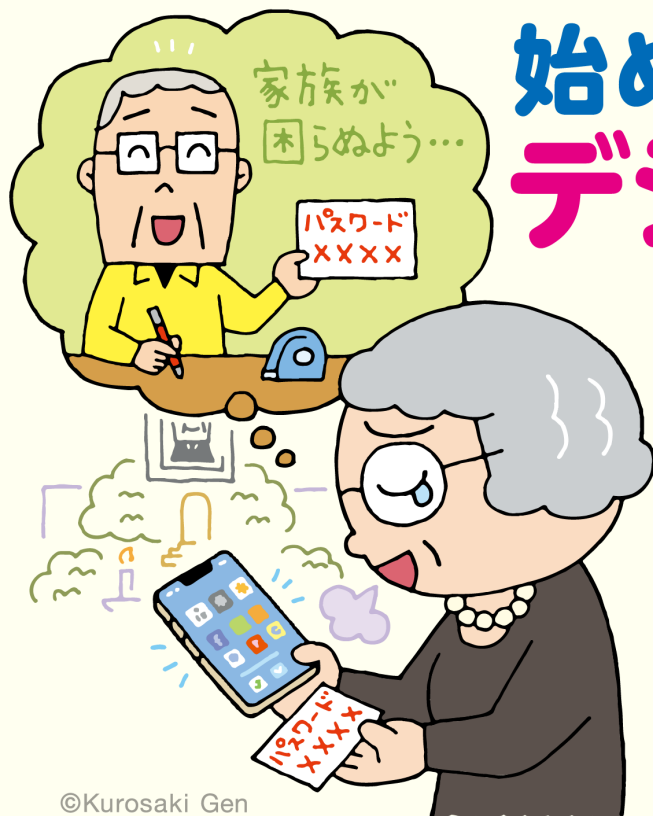
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）



見守り 新鮮情報

事例1

亡くなった兄が生前利用していた
ネット銀行の口座を確認するため、
携帯電話会社の店舗にスマホの画面ロック
解除を依頼した。「初期化はできるが、画面
ロックの解除はできない」と言われた。
これではデジタル遺品の確認ができない。(60歳代)



始めましょう! デジタル終活

事例2

夫が亡くなり携帯
電話を解約した。
最近、夫が契約していたスマホ
のセキュリティのサブスク
契約が残っていることが
分かり、事業者にお問い合わせると
「すぐに解約するにはIDと
パスワードが必要だ。それが
分からなければすぐには解約
できない」と言われた。(80歳代)

ひとこと助言

スマホの
スペアキーを
つくろう



見守るくん

- スマホ等のID・パスワードは、第三者に知られないよう適切に管理することが重要です。一方で、デジタル遺品を確認する必要がある場合に、故人のスマホ等のID・パスワードが分からずデータを調べられないという問題が発生しています。そのため、万が一の際に、遺族が故人のスマホ等をロック解除できるようにしておく必要があります。
- 例えば、名刺サイズの紙にパスワード等を記入し、修正テープでマスキングなどした「スマホのスペアキー」を作り、万が一の際に家族がみつけれられる場所に保管しておく方法があります。
- 毎月支払いが発生しているインターネット上の契約は、サービス名・ID・パスワードを日頃から整理するほか、エンディングノートの活用も検討しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第505号（2025年2月20日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）



見守り 新鮮情報

事例1

夜、自宅の鍵を紛失したことに気がつき、**ネットで見つけた**鍵交換業者に連絡すると「通常**5千円～3万円**。最高で5万円」と言われた。作業前に料金を確認したが返事がないまま作業され、作業後約**10万円**の**高額な請求**を受けた。(70歳代)

鍵の出張作業を頼んだら 想定外の料金に!



©Kurosaki Gen

事例2

自宅の鍵を紛失し、**ネットで探した**事業者に開錠を**依頼**した。サイトには開錠費用が「**3千円～8千円**」と記載されていた。作業前に費用の説明があったかもしれないが、聴覚などの障がいがあるので**うまく聞こえず**、早く開けてほしい**焦り**もあって返事をしてしまったかもしれない。請求額は約**6万円**で**高額**だ。(30歳代)

ひとこと助言

焦らず
納得できるまで!



見守るくん

- 鍵の紛失等に気づいたら、まずは慌てず、家族や周りの人に相談しましょう。
- 時間帯や現場の状況により、ネットの広告に表示された料金で依頼できるとは限りません。焦らず、作業してもらう前に納得できるまで説明を求め、作業内容と料金は必ず書面で確認しましょう。
- 料金や作業内容に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いは断りましょう。
- 緊急時に備え、所有する鍵の種類やメーカーなどを確認し、信頼のおける事業者の情報を調べておくとう安心です。賃貸住宅の場合は大家や管理会社に対応方法を確認しておきましょう。
- 広告などの表示額と実際の請求額が大きく異なる場合など、事業者とトラブルになった場合は、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第506号(2025年3月6日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)



見守り 新鮮情報

自宅の**固定電話**
に国の**行政機関**
を**名乗り**「これ
から2時間後に
通信できなくな
る」という電話
がかかってきた。
非通知設定からの

着信だった。突然通信できなくなることはないはずなので、明らかに
おかしい。国の**行政機関**をかたっていると思い**電話を切った**が、
他にも同様の電話がかかる可能性があるので情報提供したい。(70歳代)



©Kurosaki Gen

個人情報 を聞き出す 不審な電話 に注意

ひとこと助言

怪しい電話は
すぐ切ろう



見守るくん

- 国の行政機関や電話会社などをかたる、自動音声ガイダンスやSMSを使った不審な電話に関する相談が多数寄せられています。
- 行政機関や電話会社から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡することは絶対にありません。すぐに電話を切りましょう。
- 非通知や知らない番号からの電話には普段から慎重になりましょう。個人情報は絶対に伝えないでください。
- 不安なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**や最寄りの警察等にご相談ください(消費者ホットライン188、警察相談専用電話「#9110」番)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第507号 (2025年3月27日) 発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00 (年末年始・祝日休み)



あいつは

見守り 新鮮情報

電話がかかってきて分電盤の点検を勧められ了承したところ、業者が来訪した。分電盤を点検してすぐに「これは古いのですぐに交換しなければ漏電して火事になる」と言われた。今までトラブルはなかったものの、何十年も交換していなかったため、信用して約15万円の交換工事の契約を結び、前金を支払った。しかし、後からよく考えると高額ではないかと思う。工事を中止してほしい。(80歳代)



気をつけて! 不安をあおる 分電盤の点検商法

ひとこと助言

契約の前に
周りに相談して!



見守るくん

- 分電盤を含む家庭用の電気設備については、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。
- 分電盤に限らず、点検を持ちかける突然の電話や訪問には注意しましょう。
- 分電盤は経年劣化により故障する可能性があります。心配な場合は電力会社等に相談しましょう。
- 特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第508号 (2025年4月10日) 発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00 (年末年始・祝日休み)





注意!「セルフエステ」は クーリング・オフ対象外

事例

サイトで見つけた歯のセルフホワイトニングサロンに出向き、低額の体験コースを申し込んだ。自分で歯に薬剤を塗布して専用の機械で光を照射した。効果はあまり感じなかったが「何回か通うと白くなる」と言われ、「体験当日に10回分の回数券を購入すると、有料体験コースが無料になり、2回分増える」と勧誘されて回数券約3万円を購入した。帰宅後、全回通っても効果があるのか、将来、就職で当地を離れたら全回通えるのかなどを考え、クーリング・オフを希望したがサロンに「できない」と言われた。(当事者:学生)



ひとことアドバイス

- エステティシャンが施術を行う、いわゆるエステティックサロンでは、期間が1カ月を超え、金額が5万円を超える場合、特定商取引法の特定継続的役務に該当しクーリング・オフができませんが、事例のような「セルフエステ」は自身で機器等を使用するため、一般に同法の対象外とされており、クーリング・オフはできません。
- 無料体験コースのつもりでも「今日ならお得」などの勧誘に、焦って契約してしまいがちですが、迷ったらきっぱりと断りましょう。
- 契約の際は契約期間や違約金の有無等をよく確認し、長期間の契約や回数券を購入する場合、継続できるかどうかや中途解約の可否も踏まえ、慎重に検討しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

さぽーとくん



発行: 独立行政法人国民生活センター

本文イラスト: 黒崎 玄

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)





簡単なタスクで稼げるとうたう 副業トラブルに注意!



©Kurosaki Gen

事例

「いいね」を押すだけで稼げるというSNSの広告にひかれ、リンク先のサイトでメッセージアプリの追加を求められた。そのアプリで連絡が来て、「いいね」を押した画像を送ると毎回100～200円が稼げた。その後、他のタスクの指示が来た。個人名義の口座に1万円を振り込むと1万3千円がもらえるという内容だった。うまい話だと思い1万円を振り込むと、次に5万円を要求された。その5万円を払わないと1万3千円が受け取れない上、タスク未達成の名目で違約金も請求された。何度も請求され、合計20万円振り込んだ。返金希望。(当事者:学生)

ひとことアドバイス

- SNS広告等で「いいね」を押すだけ「スタンプを送るだけ」などと簡単なタスクであることを強調して副業へと誘引されます。最初に少額の報酬を得られることで信用してしまいがちですが、そのうち様々な理由をつけてお金を要求されますので注意が必要です。
- 「簡単に稼げる」ことを強調する広告は詐欺の可能性があるのでのみにしないようにしましょう。
- 相手方から住所や氏名、銀行口座の情報、免許証の写真等の個人情報の開示を求められる場合があります。安易に個人情報を開示しないようにしましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

さぽーとくん



発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00～17:30、土日10:00～16:00(年末年始・祝日休み)





自転車後部同乗中の 子どもの事故に注意!

事例 1

保護者が運転する電動アシスト自転車後部の幼児用座席に乗っていた。右側に寄ったところ、子どもの右足とガードレールが接触して受傷した。足を置くところから足を出してぶらぶらさせていたところを後ろから兄が目撃していた。右大腿骨遠位部骨折。約3週間入院。(当事者:4歳)



©Kurosaki Gen

事例 2

自転車後部の幼児用座席に子どもを乗せて曲がり角を走行していた。子どもが身を乗り出して電柱に右側頭部を打撲した。ベルトは装着していたが、ヘルメットは未装着だった。頭部挫創のため4針縫合。(当事者:5歳)

ひとことアドバイス

- 自転車後部の幼児用座席に乗せていた子どもが、身体をはみ出していたことで障害物に接触する事故が発生しており、重篤なけがを負った事例も複数みられます。
- 狭い通路、車止めアーチやポールの間などを通過する際は、同乗させている子どもが障害物と接触しないように、自転車から降りて押し歩いて通過しましょう。
- 後部の幼児用座席に乗った子どもは、前方の視界がほとんどありません。子どもにはシートベルト及びヘルメットを適切に装着させ、予期せぬ障害物にぶつかることを防ぐため身体をはみ出さないように「声掛け」をしましょう。

さぽーとくん



発行：独立行政法人国民生活センター

本ウィラスト：里崎 玄

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)





新生活！ 電気やガスの 訪問販売に注意

事例

4月に大学生になり賃貸マンションで一人暮らしをしている。訪問してきた事業者から「電気代が安くなるので、検針票を見せてほしい。このマンションの住人の皆さんにお願いしている」と言われた。検針票を見せるだけならいいと思い、指示に従った。その後、検針票に記載されている顧客番号を伝えると勝手に契約先が変更されるとネットで知った。契約変更するつもりはない。対処法を教えてください。（当事者：大学生）



©Kurosaki Gen

ひとことアドバイス

- 引っ越しなどで新生活を始める時期にかけて、電気・ガスの契約トラブルが増える傾向にあります。電気やガスを含め、突然の訪問で勧誘を受けた場合は、その場で契約せず、事業者名や連絡先、目的等をよく確認しましょう。
- 電気やガスの検針票には、契約の切り替えに必要な顧客番号や供給地点特定番号等が書かれています。契約の意思がなければ、はっきりと断り、検針票の記載情報は慎重に取り扱しましょう。
- 「アパート全体が契約している」と言われた場合は、必ず管理会社等を確認しましょう。「料金が安くなる」と勧誘された際は、プラン内容を確認し他事業者と比較して検討しましょう。
- 特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、事業者から適法な契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできます。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）

